

## ヤスクニ・レポ 159 安倍内閣の発足と私たちの課題 代表 西川重則

### 1

「自公320超 安倍政権へ 民主、壊滅的敗北」。このような見出しが新聞の第一面に掲載されている。第46回衆議院の総選挙で大勝した自民党の安倍政権についての「朝日新聞」(2012・12・17)の報道である。

私たちも予想はしていたが、民主党が大敗し、野田内閣が退陣し、12月26日に安倍首相が選出されることが予定されている。安倍首相が再任され、石破茂自民党幹事長と協力し、どんな政治を行なうか、まさに大きな関心事である。改めて、戦後67年の今、直面している諸問題を考え、今後の課題に対して責任ある態度を確認したい。

安倍首相の再任と報告したが、ご承知のとおり、安倍晋三内閣が発足したのは2006年9月26日のことであった。そして最初に驚くべき政治力を発揮し、戦後初めてのことだが、2006年12月15日、改正教育基本法を成立させた。愛国心が強調され、条文化されていることは小さな問題ではない。成立と書いたが、強行採決であることは言うまでもない。安倍首相の悪法成立の事例はその後も続いたことは知る人ぞ知るところである。

2007年5月14日、日本国憲法の改正手続に関する法律、国民投票法を成立(強行採決)させたことは、戦後67年の今の状況を知っている人々には説明の必要はないほどである。

しかし、月に何度と講演が予定されている私にとって、国民投票法の成立に伴う憲法審査会の現状から今後の課題を考えると、沈黙は許されない。憲法審査会は日本国憲法の改正(改悪)を目的として、各政党の改憲案を検討し、各党が認識を共有することができる明文改憲を目的としている憲法審査会であることを考えれば、決して無関心でいてよいはずはない。

私の予想したとおり、安倍首相の就任に伴う憲法改正の動向は、すでにマスコミが大きく報道しておりである。12月18日(火)の朝刊の第一面に、正式に就任していない時点で、すでに大きな見出し(改

憲要件緩和へ意欲)が見られる。「朝日新聞」の説明は次の通りである。

「自民党の安倍晋三総裁は17日、党本部で記者会見し、石破茂幹事長の続投を正式に表明した。……安倍氏は持論の憲法改正に向け、発議要件を定めた96条の改正を先行させる考えを示した」と。憲法改正に不可欠・不可避と考えている政党にとって、日本国憲法第96条第1項、すなわち、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案して、その承認を経なければならない」という文言は早期に改正しなければならないと強く要望している条文である。三分の二以上の賛成が困難であるため、まず第一項の文言を改正することが緊急であることを知っている安倍総裁が首相に就任する前に、最初に発議の問題を強調したのであって、改正を要望している全ての政党の認識の共有を自民党の大勝の確定と同時に、マスコミの報道を期待したことは十分に納得できることである。

### 2

次の事実についても改めて報告しておかねばならない。今年の4月27日に決定した自民党の「日本国憲法改正草案」の第100条「改正」の第一項の文言についてである。「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案して、その承認を得なければならない。……」の文言が意味することを安倍総裁が日本全国に知らせ、早期の憲法改正の重要性を訴えたと言ってよい。

安倍首相の下、安倍内閣が発足するのは12月26日と大きく報道されているが、「憲法改正は96条改正から」という発言が意味するところを重大視する私は、憲法審査会の始動(2011・11・17<木>)と共に、自民党の「改正草案」の内容の問題性についても絶対に無視できない危機感を持って対処すべきことを訴えておきたい。

ともあれ、今回の衆議院選挙の公約を含めて、各党

の公約にあるとおり、憲法改正（改悪）にはっきりと反対の決意を表明したのは従来どおり、共産党と社民党だけだった。そのこと自体、憲法審査会の組織の内容と同じであり、率直に言って、明文改憲（改悪）に反対するのは、共産党と社民党だけであることを考えれば、やがて憲法改正の国民投票の日がくれば、改憲の可否は明白というほかはない。国会議員の意思表示と選挙する有権者との関係は不可分の関係にあるからである。

したがって、12月16日（日）の衆議院の選挙の結果は、今後衆議院の本会議、関連の委員会の動向によ

って、憲法改正問題はより具体的に知られることであろう。

自公連立内閣が予想されているが、公明党は、アメリカの憲法と類似の加憲方式であり、条文の可否は条文によって決められると思われる。しかし、民主主義の基本である多数決によって法案成立の可否を決める日本では、強行採決も成立とみなすのであれば、憲法改正問題も例外でないとされ、危機感は消えるはずはない。アジアの視点が欠如している国会を直視し、報告を終わりたい（2012・12・18）。

## 2012年11月16日例会奨励「打ち勝つことが許され」ヨハネの黙示録13章7節

星出 卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

13章は地上に立てられた権威が、神の御心に反して獣化し神格化されて地上で猛威をふるう様子を描きます。その支配は全世界に及び、8節では全世界の国民がこの獣を拝むようになると続きます。しかし7節で「**彼はまた聖徒たちに戦いをいどんで打ち勝つことが許され**」とあるように、獣への礼拝に屈しない主の聖徒たちの抵抗があり、そのために獣は聖徒たちを迫害し、さらには聖徒たちに打ち勝つことまでも許される、と語っています。

さて7節では獣が聖徒たちに打ち勝つ、と書かれているのに対して、12:11では「**兄弟たちは、小羊の血と、自分たちのあかしのことばのゆえに彼に打ち勝った。彼らは死に至るまでもいのちを惜しまなかった。**」と書いてあり、同じ主の聖徒たちがここ

ではサタンに打ち勝つと書かれています。両者は矛盾しているようでも両方とも真実です。獣が聖徒たちに打ち勝つのは、投獄し、地上の命を奪うということを意味していますが、聖徒たちがサタンに打ち勝つのはそのような血肉の争いによる勝利ではありません。苦難の中にあっても信仰を守り通し、キリストが主であることを証しし続けた勝利です。

「**死に至るまでもいのちを惜しまなかった**」とあるように、主の聖徒たちは死に至るまで主への信仰を捨てることはありませんでした。聖徒たちが勝利すべき霊的な戦いは地上の命を守ったかが問題ではなく、ヨブ記2:4のサタンの神への挑戦状に対して、死に至るまで主に忠実であるということに、聖徒たちのサタンに打ち勝つ勝利がかかっているのです。